

賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の取扱い

賃金等の急激な変動に対処するため、帯広市工事執行規則（昭和 52 年規則第 28 号）様式第 1 号工事請負契約書第 25 条第 6 項を適用して、請負代金額を変更する場合の取扱いを次のとおり定める。

1. 適用対象工事

- (1) 工事請負契約書第 25 条第 6 項の請求は、2 (3) に定める残工期が 2 (2) に定める基準日から 2 ヶ月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライド適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

(1) 請求日

スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」）を請求した日。

(2) 基準日

請求があった日から起算して、14 日以内で発注者と受注者が協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。

(3) 残工期

ア 基準日以降の工事期間とする。

イ 基準日までに変更契約を行っていない場合でも、工期延期が明らかな場合は、その延期期間を考慮することができるものとする。

3. スライド協議の請求

- (1) 発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。
- (2) (1) の請求を受けた時、又は行った時は、工事請負契約書第 25 条第 8 項の規定に基づき、受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を定め、受注者に通知するものとする。ただし、請求日から起算して 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者が協議開始の日を定め、発注者に通知することができるものとする。

4. 請負代金額の変更

請負代金額の変更については、次により算定した金額により、工事請負契約書第 25 条第 7 項の規定に基づき発注者と受注者が協議して定め、書面により受注者に通知するものとする。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知するものとする。

(1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の 100 分の 1 に相当する金額を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 、及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相応する額

$$P = \Sigma (\alpha \times Z)$$

α ＝請負比率（落札率）

Z ＝発注者積算額

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 、及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相応する額

$$P = \Sigma (\alpha \times Z)$$

α ＝請負比率（落札率）

Z ＝発注者積算額

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

5. 残工事量の算定

(1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来形確認等を行うものとする。

(2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。

(3) 現場搬入材料のうち、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。

また、次の材料等についても出来形数量として取り扱うものとする。

ア 工場製作品のうち、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。

イ 基準日以前に配置済みの現地据付方の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。

ウ 契約書等で工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が

可能な材料は出来形数量として取り扱う。

- (4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

6 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。

なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は、別途の物価指数を用いることができる。

7 変更契約の時期

スライド額に係る変更契約は、精算変更時点で行うことができるものとする。

8 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 工事請負契約書第 25 条第 1 項から第 4 項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本取扱いによるスライドを請求することができる。
- (2) 本取扱いに基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、工事請負契約書第 25 条第 5 項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

9 請求日及び基準日の特例

本取扱いに基づき、平成 27 年 2 月 1 日の賃金水準の変更に伴いスライド協議を実施する工事については、その請求に必要な準備期間等を考慮して、賃金水準の変更がなされた直後の開庁日（平成 27 年 2 月 2 日）を基準日とし、本取扱いを適用できるものとする。

なお、スライド協議の請求は、本取扱いの施行日から起算して 1 ヶ月（30 日）以内に行うものとする。

また、2（3）イに該当する工事については、工期延期に係る変更契約後、1 ヶ月以内に請求を行うものとし、この場合の基準日については、本取扱いを適用できるものとする。

附 則

この取扱いは、平成 26 年 2 月 28 日より施行する。

附 則

この取扱いは、平成 27 年 2 月 17 日より施行する。

附 則

この取扱いは、令和元年 10 月 1 日より施行する。

インフレ様式1

年 月 日

帯広市長 様

住 所
受注者
氏 名 印

工事請負契約書第25条第6項の規定に基づく請負代金額の変更請求について

年 月 日付けで契約締結した次の建設工事については、労務単価等の変動により、工事請負契約書第25条第6項の規定に基づき、請負代金額の変更を請求します。

記

1. 工事名
2. 工期 年 月 日から 年 月 日まで
3. 請負代金額 円
4. 希望基準日 年 月 日
5. 概算残工事請負代金額(注1) 円
6. 変更請求概算額(注2) 円

注1：請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

注2：変動後の賃金等を基礎として算出した残工期相応分の請負代金額から概算残工事請負代金額を控除した額

※ 今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題ない。

※ 受注者が共同企業体の場合は、企業体名を付すこと。

帯〇〇第 号
年 月 日

(受注者名) 様

帯広市長

工事請負契約書第25条第6項の規定に基づく請負代金額の変更請求について

年 月 日付けで契約締結した次の建設工事については、労務単価等の変動により、工事請負契約書第25条第6項の規定に基づき、請負代金額の変更を請求します。

記

1. 工事名
2. 工期 年 月 日から 年 月 日まで
3. 請負代金額 円
4. 希望基準日 年 月 日
5. 概算残工事請負代金額(注1) 円
6. 変更請求概算額(注2) 円

注1：請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

注2：変動後の賃金等を基礎として算出した残工期相応分の請負代金額から概算残工事請負代金額を控除した額

※ 今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題ない。

※ 受注者が共同企業体の場合は、企業体名を付すこと。

インフレ様式2

帯〇〇第 号
年 月 日

(受注者名) 様

帯広市長

工事請負契約書第25条第6項に基づく協議開始の日及び出来形数量等の
確認について

年 月 日付けで請求のあった次の建設工事に係る請求代金額の変更請求について、工事請負契約書第25条第6項の規定に基づき、スライド額の協議開始日を通知します。

併せて、残工事量算定のため、次のとおり出来形数量等の確認を行いますので、確認者の派遣をお願いします。

記

1. 工事名

2. 協議開始日 年 月 日

3. 出来形数量等確認日 年 月 日

4. 確認方法

現地において、出来形、現場搬入資材等を双方確認し、設計図書の数量総括表により出来形数量を確認します。

5. 確認者について

確認した出来形数量をもとに出来形部分に相応する請負代金額を算定しますので、確認者はその旨、了知してください。

なお、当方の確認者は次のとおりです。

確認者所属

職氏名

インフレ様式2ー2

帯〇〇第 号
年 月 日

(受注者名) 様

帯広市長

工事請負契約書第25条第6項に基づく協議開始の日及び出来形数量等の
確認について

年 月 日付け(記号)第 号で請求した次の建設工事に係る請求代金額の変
更請求について、工事請負契約書第25条第6項の規定に基づき、スライド額の協議開始
日を通知します。

併せて、残工事量算定のため、次のとおり出来形数量等の確認を行いますので、確認者
の派遣をお願いします。

記

1. 工事名

2. 協議開始日 年 月 日

3. 出来形数量等確認日 年 月 日

4. 確認方法

現地において、出来形、現場搬入資材等を双方確認し、設計図書の数量総括表により
出来形数量を確認します。

5. 確認者について

確認した出来形数量をもとに出来形部分に相応する請負代金額を算定しますので、確
認者はその旨、了知してください。

なお、当方の確認者は次のとおりです。

確認者所属

職氏名

インフレ様式3

出来形数量等確認書

- | | | | | | | | | | | |
|--------------|----------------|-------|-----|---|---|-----|--|--|--|--|
| 1. 工事名 | | | | | | | | | | |
| 2. 受注者 | | | | | | | | | | |
| 3. 工期 | 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで | | | | |
| 4. 基準日 | 年 | 月 | 日 | | | | | | | |
| 5. 出来形数量等 | 別紙出来形数量内訳書のとおり | | | | | | | | | |
| 6. 出来形数量等確認者 | 発注者 | 工事監督員 | | | | | | | | |
| | 所属 | | | | | | | | | |
| | 職氏名 | | | | | | | | | |
| | 受注者 | 現場代理人 | | | | | | | | |
| | 名称 | | | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | | |
| 7. 出来形数量等確認日 | 年 | 月 | 日 | | | | | | | |

上記のとおり確認する。

年 月 日

出来形数量等確認者

発注者 工事監督員
所属
職氏名

受注者 住所
名称
氏名

- ※ 本書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。
- ※ 4と7は同一年月日
- ※ 工事請負契約書第10条第2項の規定により、受注者の確認者は、受注者の代理人である現場代理人で可

インフレ様式3-2

出 来 形 数 量 等 内 訳 書

工事名：

基準日： 年 月 日

[illegible]

インフレ様式3-3

出来形部分に相応する請負代金額算定内訳書

工事名：

基準日： 年 月 日

[illegible]

インフレ様式4

帯〇〇第 号
年 月 日

(受注者) 様

帯広市長

工事請負契約書第25号第6項に基づく請負代金額の変更について

年 月 日付けで請求のあった次の建設工事に係る請負代金額の変更請求について、次のとおりスライド額を算定したので、工事請負契約書第25条第7項の規定により協議します。

なお、異存がなければ、別紙承諾書に記名押印のうえ提出願います。

また、スライド額に係る契約変更は、関連予算（及び契約変更）に係る議会議決後、別途行うものとし、その際は、それまで行った工事内容の変更等に伴う請負代金額の変更も併せて行います。

記

1. 工事名

2. スライド額 円

(うち、消費税及び地方消費税の額 円)

3. 基準日 年 月 日

※ 受注者が共同企業体の場合は、企業体名を付すこと。

※ 不要な文字は削除して作成すること。

帯〇〇第 号
年 月 日

受注者 様

帯広市長

工事請負契約書第25号第6項に基づく請負代金額の変更について

年 月 日付け帯〇〇第 号で請求した次の建設工事に係る請負代金額の変更請求について、次のとおりスライド額を算定したので、工事請負契約書第25条第7項の規定により協議します。

なお、異存がなければ、別紙承諾書に記名押印のうえ提出願います。

また、スライド額に係る契約変更は、関連予算（及び契約変更）に係る議会議決後、別途行うものとし、その際は、それまで行った工事内容の変更等に伴う請負代金額の変更も併せて行います。

記

1. 工事名

2. スライド額

円

(うち、消費税及び地方消費税の額 円)

3. 基準日

年 月 日

※ 受注者が共同企業体の場合は、企業体名を付すこと。

※ 不要な文字は削除して作成すること。

ス ラ イ ド 額 算 定 調 書

工 事 名	
工 期	着工 年 月 日
	完成 年 月 日
当初請負代金額 (A)	円 (税抜)
	円 (税込)
当初設計金額 (B)	円 (税抜)
	円 (税込)
落 札 率	%

基準日	年 月 日
出来形部分に相応する設計金額 (C)	円 (税抜)
出来形部分に相応する請負代金額 (D) = (C) × (A) / (B)	円 (税抜)
残工事額 (P1) = (A) - (D)	(P1) 円 (税抜)
受注者負担額 (P1 × 1/100)	円
P1 に相応する変動後の設計金額 (E)	円 (税抜)
変動後残工事額 (E) × (A) / (B)	(P2) 円 (税抜)
スライド額 P2 - P1 - (P1 × 1/100)	(S 増) 円 (増額時)
スライド額 P2 - P1 + (P1 × 1/100)	(S 減) 円 (減額時)
判定 (P2 - P1) > P1 × 1/100	

消費税及び地方消費税相当額 (S 増) 又は (S 減) × 0.10	円
スライド額 (S 増) 又は (S 減) + 消費税相当額	円

インフレ様式5

年 月 日

帯広市長 様

住所

受注者

氏名

印

工事請負契約書第25号第7項に基づく請負代金額の変更について

年 月 日付け帯〇〇第 号で通知のありました次の建設工事に係るスライド額については、異存なくこれを承諾します。

記

1. 工事名

2. 基準日

年 月 日

3. スライド額

円の増・減

インフレ様式 6

帯〇〇第 号
年 月 日

(受注者) 様

帯広市長

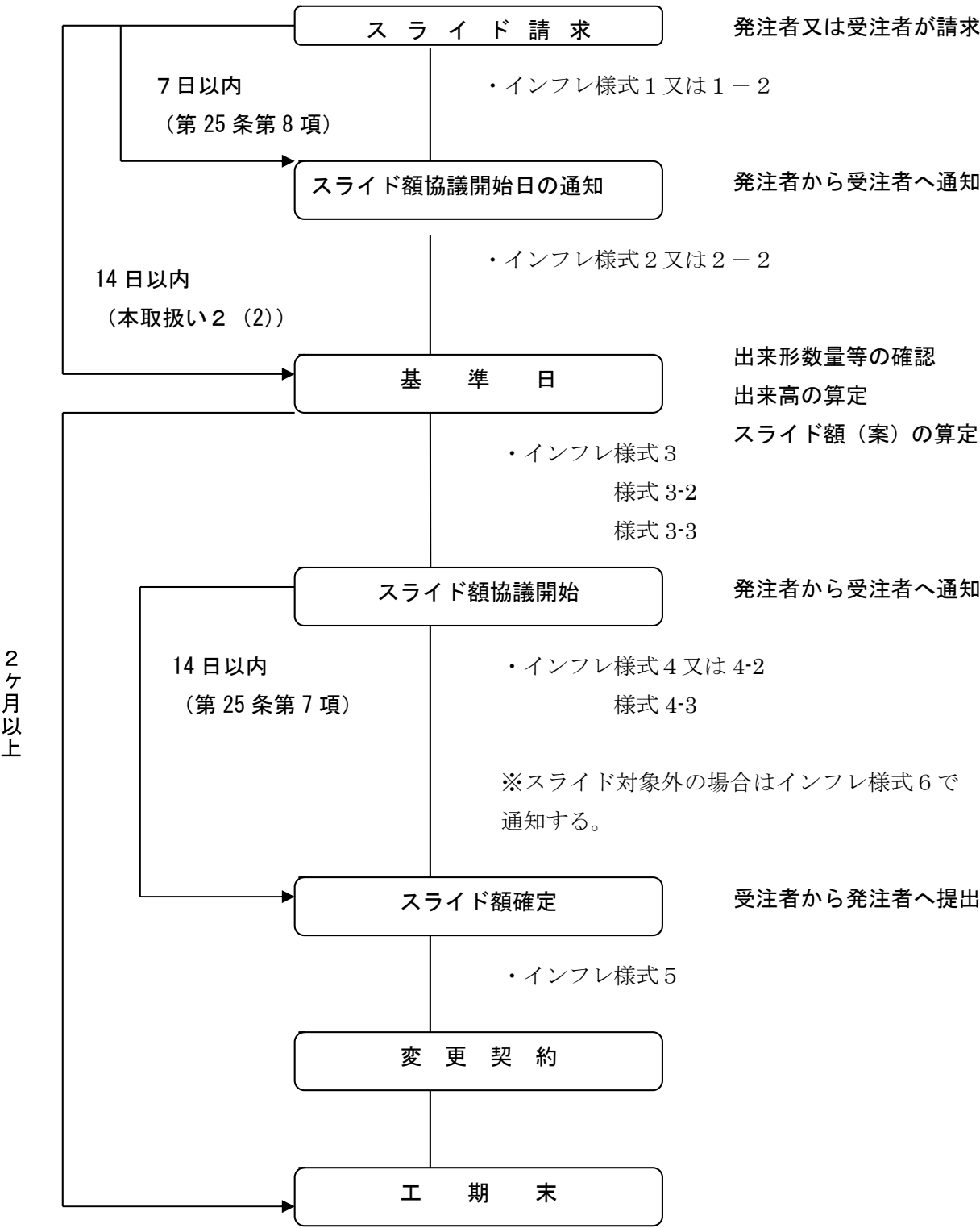
工事請負契約書第 2 5 条第 7 項の規定に基づく請負代金額の変更請求について

年 月 日付けで請求のあった次の建設工事に係る請負代金額の変更請求については、次の理由によりスライド条項の対象外となりましたので、通知します。

記

1. 工事名
2. 対象外となる理由 スライド額が変動前の残工事費の 1 %を越えないため

工事請負契約書第 2 5 条第 6 項に基づく実施フロー



工事請負契約書第 2 5 条第 6 項に基づく実施フロー

(取扱い 9 に規定する特例の場合)

